様式第２号

認証商品を活用した加工食品等における大阪産(もん)名品認証マーク使用許可申請書

大阪府知事様

大阪産(もん)名品認証制度実施要領細則の規定により、下記のとおり申請します。

申請年月日(和暦)	年　月　日

１．申請事業者情報

企業、事業者の基礎情報を記入してください。

(1)申請事業者名称(企業、団体名)	
(2)申請事業者名称(フリガナ)	
(3)代表者職	
(4)代表者氏名	
(5)代表者氏名(フリガナ)	
(6)申請事業者住所 ※本社又は主たる事業所の所在地	〒
(7)電話番号(代表電話)	
(8)ホームページアドレス	

２．申請担当者情報

本申請の担当者情報を記入してください。申請内容の確認等に使用します。

(1)担当者職	
(2)担当者氏名	
(3)担当者氏名(フリガナ)	
(4)担当者電話番号(直通)	
(5)担当者メールアドレス	
(6)担当者住所 ※該当する□を■に変更	□１-(6)に記入した申請事業者住所と同じ □１-(6)に記入した申請事業者住所と異なる
(7)担当者住所 ※1-(6)の申請事業者住所等と異なる場合のみ記入	〒
(8)許可証の送付先 ※該当する□を■に変更	□申請事業者住所（1-(6)に記入した住所に送付） □担当者住所（2-(7)に記入した住所に送付）

３．申請区分

(1)申請区分 ※該当する□を■に変更	□新規 □継続((2)に使用許可番号を記入)
(2)使用許可番号	第　　号

様式第２号

認証商品を活用した加工食品等における大阪産(もん)名品認証マーク使用許可申請書

４．使用目的

(1)使用目的区分 ※該当する□を■に変更	□認証商品を活用した加工食品等の販売 □認証商品を活用した料理の提供 □その他((2)に概要を記入)
(2)(1)で「その他」を選んだ場合、概要を記入	

５．使用内容

(1)加工食品、料理等の名称	
(2)販売店名、使用者名	
(3)使用する認証商品名	
(4)使用する認証商品の事業者名	
(5)認証商品の仕入先	
(6) 使用する品目（例：醤油、ごま）における認証商品の使用割合 ※100%の場合のみ認証マークの使用が可能です	
(7)認証マークの使用内容	
(8)使用内容の分かるイメージ図を添付すること	別紙「イメージ図」として添付してください 例：加工食品のパッケージ案や料理案の写真など
(9)使用期間 ※特に定めのない場合は、「許可期限内」と記入すること。	

様式第２号

認証商品を活用した加工食品等における大阪産(もん)名品認証マーク使用許可申請書

６．大阪産(もん)名品認証事業者の承諾等について

(1)承諾等について ※該当する□を■に変更	□申請者は、使用する認証商品に係る名品事業者です。 □使用する認証商品に係る名品事業者に、本申請に係る加工食品の製造を委託します。 □使用する認証商品に係る名品認証事業者から、本申請に係る加工食品等の製造及び販売について承諾を得ています。((2)の添付が必要)
(2)承諾書(任意様式)の添付	別紙「承諾書」として、使用する認証商品に係る名品認証事業者から、本申請に係る加工食品等の製造及び販売について承諾を得ていることを証明する書類(様式は任意)を添付してください。

７．申立て事項

※各申立て事項について該当する□を■に変更

「いいえ」を選択した場合は、許可を受けることはできません。

(1)本申請にあたり提出した資料については、事実に相違ありません。
□はい □いいえ
(2)大阪産(もん)名品認証制度実施要領及び大阪産(もん)名品認証制度実施要領細則を遵守します。
□はい □いいえ
(3)本申請内容に疑義が生じて調査が必要となった場合は、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出し、調査の結果、申請の要件を満たさないと判断された場合には、審査の対象から除外されても、何ら異議の申し立てを行いません。
□はい □いいえ
(4)大阪産(もん)名品認証マークの使用許可を受けることとなった場合は、下記事項を遵守します。 ・食品衛生法をはじめ、食品の製造に関する法令を遵守し、安全な食品を製造します。 ・その他、関係法令を遵守します。 ・大阪産(もん)名品を PR し、ブランドイメージ向上に努めます。
□はい □いいえ
(5)代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、大阪府暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員、同条第３号に規定する暴力団員等及び同条第４号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
□はい □いいえ
(6)法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者ではありません。
□はい □いいえ

認証商品を活用した加工食品等における大阪産(もん)名品認証マーク使用許可申請書

(7)公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から１年を経過しない者ではありません。
□はい □いいえ
(8) 大阪産(もん)名品認証マークの使用許可を受けることとなった場合は、その事実について、公表されることに異議はありません。(事業者名と認証を受けている事実は原則公表事項となり、府ホームページ等で公開します。)
□はい □いいえ

８．大阪産(もん)等事業者限定メールへの登録について

(1)大阪産(もん)等事業者限定メールへの登録について ※該当する□を■に変更	□希望する □希望しない
(2)希望する場合のメールアドレス ※該当する□を■に変更	□２-(5)に記入した担当者メールアドレスと同じ □別のメールアドレスを希望((3)(4)(5)を記入)
(3)希望するメールアドレス	
(4)担当者氏名	
(5)担当者氏名(フリガナ)	